

曾本地区工業用地整備方針(案)のパブリックコメントの結果について

- (1) 意見の募集期間 令和2年11月1日(月) から
12月1日(火) まで
- (2) 意見を提出された方 2名
- (3) 意見の件数 6件
- (4) 意見の概要及び市の考え方
(意見の概要につきましては、要約をしています。)

No. 1 【小牧市三ツ瀨原団地への対応について】

意見の概要	<p>本件の工事は大規模なものであり、近隣住民及び近隣の環境への影響は多大なものであると思われます。</p> <p>しかしながら、開発想定区域の東側に隣接する三ツ瀨原団地は小牧市であるため、住民の意見を取り入れることが難しいと思います。</p> <p>工事着工より前の段階で、三ツ瀨原団地の住民への説明会や住民投票を行うべきであると思います。</p>
市の考え方	<p>曾本地区の地権者の方と、曾本区、小牧市三ツ瀨区及び原団地区にお住まいの方に対し、本年10月に「曾本地区における企業誘致に関する地元説明会」を開催し、曾本地区工業用地整備方針(案)の内容についての説明を行っています。</p> <p>今後につきましても、事業の状況等に応じて、引き続き、ご意見を伺う場を設ける必要があると考えています。</p>

No. 2 【開発にかかる費用について】

意見の概要	<p>全体事業費と江南市負担額を掲載するべきであると思います。</p>
市の考え方	<p>曾本地区工業用地整備方針(案)の策定にあたり、想定される概算事業費や市負担額を積算し、市議会とも協議をしながら検討してきました。</p> <p>しかし、積算した金額はあくまで概算であり、詳細な設計を行わないと金額が定まらないなど、今後大きく変動する可能性があることから、現時点では広く市民に示す段階には至っていないと判断し、掲載しておりません。</p>

No. 3 【市の負担に対する費用対効果について】

意見の概要	市の負担に対する費用対効果が掲載されていません。創出される雇用や、想定される税収の増加、事業費を何年で回収できるのかなど、具体的・数値的に明確に示すべきです。
市の考え方	<p>No. 2 でお答えした概算事業費や市の負担額を算出するなかで、江南市土地開発公社が過去に造成した和田工業用地における税収の実績を参考に、想定される税収や、市負担額を回収するまでに要する年数も試算をしております。</p> <p>しかし、No. 2 でお答えしたとおり、金額はあくまで概算であること、また、現時点ではどういった業種の企業が何社立地するのか決まっておらず、実際に立地した企業によっては試算した結果が大きく変動する可能性もあることから、費用対効果につきましては掲載しておりません。</p>

No. 4 【排水計画について】

意見の概要	<p>排水計画について、今回の案では、600 A 対応と称して雨水の調整池への集中方式一本やりの計画に思えます。</p> <p>大規模開発なので、敷地内での雨水処理を原則にして、道路並びに敷地からのオーバーフロー分の取り込みを調整池に流入させる前提に切り替えるべきだと考えます。</p>
市の考え方	<p>曾本地区の整備におきましては、立地する個々の企業で雨水排水を処理するよりも、開発区域内に設置する調整池で一括処理する手法の方が、効率が良いと考えております。</p> <p>なお、想定している調整池は、現段階で想定できる道路及び工場敷地からのオーバーフロー分にも対応できる設計となっております。</p>

No. 5 【緑化計画について】

意見の概要	緑化計画について、「用地の外周を計画樹林帯とする」としてありますが、片側歩道とそれによる街路樹設定との関連(歩道を工業用地の内側に配置するのか外側配置にするのか)が全く分かりません。5 m幅を予定する外周計画樹林帯との整合性も必要で、計画樹林帯と片側歩道を一体化させ、樹林帯の中も自由に通行できるものにするのがベストと考えます。
市の考え方	緑地につきましては、開発想定区域に隣接する住宅との緩衝帯として、開発想定区域の外周に沿って設置する計画としており、開発想定区域の中に街区道路として整備する片側歩道の道路沿いに整備することは想定していません。

No. 6 【都市計画道路一宮舟津線の都市計画決定について】

意見の概要	都市計画道路一宮舟津線については、計画以来 50 年以上経過していること、予定地が市開発公社の保有地として「塩漬け状態」にあること、将来の人口見込みなどからみて、江南市として方向を決定すべき時を過ぎていると思います。正規の手続きを経て、都市計画決定の取り消しを行うべきです。案では交差点整備を掲げており、一宮舟津線との整合性にも欠けます。
市の考え方	都市計画道路一宮舟津線の整備計画につきましては、曾本地区工業用地整備方針(案)の中で検討する内容ではありません。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。